

令和5年5月16日

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会
南波 久様、三木 信香様

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課
下堀 友数

令和5年5月5日付で送付された別添の公開質問状について、以下の通り、回答します。

—記—

御指摘については、具体的な事実関係に応じて対応すべきと考えており、現時点で回答することが困難ですが、いただいた御意見については、真摯に向き合い、国として、情報提供や対話活動のあり方について、更なる改善を検討してまいりたいと考えています。

その上で、「対話の場」の総括については、今後、放射性廃棄物ワーキンググループでの御意見も踏まえつつ、適切に進めてまいりたいと考えています。

経済産業省としては、今回改定した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、寿都町及び神恵内村の2町村に加え、文献調査の実施地域の拡大を目指し、国主体で取組を強化してまいります。

以上

令和5年5月5日

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課
課長 下堀友数 様

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会
共同代表 南波久・三木信香

(公開質問状)高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定における政府の責任の範囲について

拝啓

私たちは、北海道の寿都町に活動拠点を置く任意団体です。地質学の専門家たちが、寿都町の地質は地層処分には不適切であると指摘するなか、私たちの町に高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)を持ち込むことに繋がる行為について反対し、活動しています。去る2023年3月2日に開催された総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物 WG (第38回)において、高野聡委員の発言について、下堀友数課長が回答したことについて質問します。なお、本質問に対するご回答は、弊会ホームページにおいて公開させていただきます。

敬具

—記—

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物 WG
(2023年3月2日開催 第38回) https://www.youtube.com/watch?v=5d_A9CLA0yg
では、高野委は(1時間2分-4分、議事録で16p36行目～)

「改定(案)では、国や政府の責任で最終処分に向けて取り組んでいくと記述されていますが、ここで言う政府の責任とはいかなるものなのでしょうか。交付金に誘導された首長による独断専行の応募が可能な現在の制度では、交付金目当ての首長が一方的に応募したという住民感情を拭い去ることはできず、それが寿都町のような地域社会の分断につながってしまいます。事実、寿都町では、文献調査の賛成派と反対派に分かれたことで、住民同士があいさつをしなくなったり、核のごみの話を避けようと会話が減ったり、お互いのお店に行かなくなったりと、豊かなコミュニティーの絆は破壊されました。寿都町民からは、「政府の責任と言うのなら、コミュニティーの分断による精神的な苦痛を受けた自分たちに賠償でもしてくれるのか」という声も聞いています。政府の責任と言うのであれば、既に政策の失敗によって地域の分断が起こり、精神的苦痛を受けた寿都の住民に対して、まずは謝罪をすることから始めるべきではないで

しょうか。それができないのなら、政府の責任とは何なののでしょうか。選定プロセスの加速化により地域社会の分断が他の地域にも飛び火してしまったら、その責任をどう取るおつもりなのか、お答え願いたいと思います。」

と発言しています。これについて下堀課長は(1時間 30分～32分 議事録で 24p18行目～)

「政府の責任とは何だというお話もありましたけど、まさに、この高レベル放射性廃棄物が実際に存在するという中で、それをどういうふうに処分するか、最終処分法に従って、われわれの世代でこれをしっかり取り組んでいく、ここがまさに政府の責任だと思っていますので、そういった形でどうやったらこれが前に進むのかと いうのをしっかり引き続き専門家の委員の皆さまのご意見をいただきながら考えていきたい、改善すべきところがあれば改善していきたいと思っていますので、そういった考えもあるということでご説明をさせていただきます。それから、寿都町のことについて分断があるじゃないかとか、幾つかいただきましたけども、いただいたご意見を踏まえつつ、今後の取り組み方針の中で、この総括、どこで議論するのか、どうやって議論するのかとありました。本ワーキンググループにおいて、まさに対話の場、寿都町と神恵内村の文献調査に関して立ち上げられた対話の場でございますので、このワーキンググループにおいて検証したいと思いますが、地域の皆さまの声をどうやって拾っていくのかというのは、地域の役場の皆さま、あるいは、中立的な立場で取り組んでいらっしゃるファシリテーターの皆さま等々、いろんなご意見をできるだけ入れられるようにしながら総括に臨みたいと思っています。そして、それからその他、もしかしたら全部に答えられていないかもしれませんが、総括をしていく対話の場等の振り返りの中で、そこは検討してまいりたいと思います。」

と回答しました。下堀課長もこの回答で「全部答えられていないかもしれませんが」と述べているように、文献調査の当事者として期待したことが応えられていません。ゆえに、国策である高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る調査における政府の責任の範囲について、以下に質問致します。

【質問】

- ① 地域内での人間関係の分断等が発生しても、政府は住民に対して精神的苦痛の賠償や謝罪は行わないと言うことで間違いないですか？「はい・いいえ」を文頭に置いた上でご回答ください。
- ② ①の答えが「行わない」の場合、地域内での人間関係の分断等や、その自治体外からの差別、風評被害が発生した場合、それは当該自治体の首長を含めた各人の自己責任とする、ということですか？「はい・いいえ」を文頭に置いた上でご回答ください。
- ③ 対話の場のファシリテーターは地層処分事業者であるNUMOが選出した人物であり、中立とは言えません。中立性を欠いたファシリテーターの意見だけでは、対話の場の総括は不十分だと判断します。「いろんなご意見をできるだけ入れられるようにしながら総括に臨みたい」という言

葉のように、政府が責任ある総括を行う意思があるのであれば、対話の場の運営に不満を感じている私たち「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」を含めた意見も公開の場で聴取する予定はありますか？

以上

本ファイルと同様の質問を文書で郵送しているため、必ず回答いただきますよう、よろしくお願い致します。

回答先：

•Email：kakugomino@gmail.com

•書面：〒048-0401 北海道寿都郡寿都町新栄町 101 番 6 号「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 事務局」

•公開先 HP： 子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会 <http://kakugomi.no.coccan.jp/>

回答期限：2023 年 5 月 16 日（メール返信での必着日。郵送での返信も併せてお願いいたします。郵送の場合は遅れても構いません）